

北名古屋市監査公表第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第 12 項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和元年 12 月 25 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 大 野 厚

3 1 北国第 4 3 9 号
令和元年 1 1 月 2 7 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様
北名古屋市監査委員 大 野 厚 様

北名古屋市長 長 瀬 保
(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和元年 1 1 月 1 5 日付け 3 1 北監第 7 1 号で定例監査結果の報告を受けた
ことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づ
き、別紙のとおり通知します。

<国保医療課>

1 【指摘事項】

(1) 収入事務について

ア 国民健康保険税について、非自発的失業者の軽減措置の決裁をすること。

イ 後期高齢者医療保険料の滞納整理について、臨戸徴収を早期に実施すること。

2 【措置状況】

(1)の ア 指摘事項については、定例監査実施以降、毎月決裁をしています。

(1)の イ 指摘事項については、定例監査実施以降、電話での納付勧奨を始め
ており、12月中に臨戸訪問を実施します。